

【アメリカ】アジア安心供与イニシアチブ法（ARIA）の 施行に関する連続公聴会

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2018年12月に成立したアジア安心供与イニシアチブ法について、その後の連邦議会では、同法の施行に関する連続公聴会が開催された。第1回目は人権や民主主義の問題、第2回目は経済の問題に焦点が当てられた。

1 概要

2018年12月31日、アジアにおける米国のリーダーシップの重要性を強調し、この地域への関与強化を規定する2018年アジア安心供与イニシアチブ法（Asia Reassurance Initiative Act of 2018）（以下「ARIA」）が成立した¹。上院外交委員会の東アジア・太平洋・国際サイバーセキュリティ政策小委員会では、同法の施行に関する連続公聴会が開催された。

第1回目の公聴会は、2019年4月9日に開催され、民主主義、人権、法の支配の問題に焦点が当てられた。この公聴会には、チベット族の人権問題に取り組む団体（International Campaign for Tibet）のブチャン・ツェリン（Bhuchung Tsering）氏、ウイグル族の人権問題に取り組む団体（Campaign for Uyghurs）のルシャン・アッバス（Rushan Abbas）氏、ロヒンギャ族の人権問題に取り組む団体（Burmese Rohingya Organisation）のトゥン・キン（Tun Khin）氏が証人として招かれた²。

第2回目の公聴会は、2019年5月23日に開催され、経済の問題に焦点が当てられた。この公聴会には、コロラド農業連合（Colorado Farm Bureau）のカーライル・カーリアー（Carlyle Currier）氏、戦略国際問題研究所（CSIS）のマシュー・グッドマン（Matthew Goodman）氏、ジョージタウン大学のジョアンナ・ルイス（Joanna Lewis）氏が証人として招かれた³。

2 第1回公聴会（民主主義、人権、法の支配）

（1）ブチャン・ツェリン氏（チベット問題）

ツェリン氏は、近年の中国政府がチベット族への統制を強化していることを強調し、チベット自治区への外国人記者のアクセスが制限されている問題なども紹介した。また、米国連邦議会に対しては、2002年チベット政策法（Tibet Policy Act of 2002）⁴やARIAを通じたチベット支援に、謝意を表明した。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月9日である。

¹ 西住祐亮「2018年アジア安心供与イニシアチブ法」『外国の立法』No.279-1, 2019.4, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11265424_po_02790105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

² “ARIA in Action, Part 1: Human Rights, Democracy, and the Rule of Law,” Hearing of the Subcommittee on East Asia, the Pacific, and International Cybersecurity Policy, Senate Committee on Foreign Relations, 116th Congress, 1st Session, April 9, 2019. <<https://www.foreign.senate.gov/hearings/aria-in-action-part-1-human-rights-democracy-and-the-rule-of-law-040919>>

³ “ARIA in Action, Part 2: The Benefits of Economic Diplomacy,” Hearing of the Subcommittee on East Asia, the Pacific, and International Cybersecurity Policy, Senate Committee on Foreign Relations, 116th Congress, 1st Session, May 23, 2019. <<https://www.foreign.senate.gov/hearings/aria-in-action-part-2-the-benefits-of-economic-diplomacy-052319>>

⁴ 最終的には、2003会計年度外交授權法（Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Year 2003, P.L.107-228）に組み込まれる形で成立した（2002年9月）。

米国への提言としては、各国と連携してチベット問題に取り組むこと、インド太平洋地域のチベット難民に対して人道支援を続けること、国務省のチベット問題担当ポスト（Special Coordinator for Tibetan Issues）の空席状況を解消することなどを示した。

(2) ルシャン・アッバス氏（ウイグル問題）

アッバス氏は、中国政府が「職業訓練」や「テロ対策」を名目に、多くのウイグル族を収容所で拘束している問題や、中国政府による言論統制の試みが、中国国外のウイグル族及び各国政府にまで及んでいることなどを訴えた。また、新疆ウイグル自治区を「抑圧の実験場」と呼んだ上で、「社会的安定」や監視に力点を置く統治モデルが、中国の他の地域や中国国外に広がる危険性も指摘した。

米国への提言としては、連邦議会がウイグル人権政策法案（Uyghur Human Rights Policy Act）を早期に成立させることや、ARIA により認められた民主化・人権に関する予算の一部を、ウイグル問題に充てることなどを示した。

(3) トウン・キン氏（ロヒンギャ問題）

キン氏は、ロヒンギャ族に対する迫害問題の責任が、ミャンマー国軍だけでなくミャンマー政府にもあることを強調し、この問題に関するミャンマー政府の調査も信頼性に欠けると指摘した。また、ミャンマー政府に協力する中国政府の動きについても批判をした。

米国への提言としては、連邦議会がビルマ人権・自由法案（Burma Human Rights and Freedom Act）を成立させることや、ロヒンギャ難民の待遇改善について、米国がインド及びバングラデシュと協力を進めることなどを示した。ビルマ人権・自由法案に関しては、同法案が規定するミャンマー国軍幹部や軍関連企業への制裁が効果的であると指摘した。

3 第2回公聴会（経済）

(1) カーライル・カリアー氏（コロラド農業連合）

カリアー氏は、市場としてのインド太平洋地域が、コロラド州及び全米の農業にとって重要であることを強調した。また、トランプ政権の高関税政策については、中国の不正な貿易慣行を正す必要性に理解を示す一方、米中の貿易紛争が「米国の農家に多大な負担を強いている」との不満も表明した。

ARIA については、インド太平洋の国々との関係強化、貿易上の紛争回避、同地域の市場へのアクセス確保、米中対立に伴う米農業界の負担の軽減などに貢献していると指摘した。

(2) マシュー・グッドマン氏（戦略国際問題研究所）

グッドマン氏は、米国がインド太平洋地域で経済的リーダーシップを強化する必要性を強調した。これと関連して、ARIA については、同法が安全保障及び価値（民主化や人権の促進）の問題と並んで、経済の問題を「三本柱」の一つに据えている点を高く評価した。

米国への提言としては、ARIA を補足する7項目として、①信頼性を備えた地域貿易戦略を作成すること、②デジタルガバナンスに関する取組を率先して進めること、③地域インフラ戦略を作成・実行すること、④地域機構や地域の取組⁵に対する支援を強化すること、⑤米政府高官の経済専門知識の獲得や人材育成に投資すること、⑥各国との教育交流を深化させること、⑦同盟国及びパートナー国との連携を強化することを示した。

⁵ グッドマン氏は、具体的な例として、アジア開発銀行（ADB）やメコン河下流域開発（Lower Mekong Initiative）などを挙げた。

①地域貿易戦略の部分では、米国離脱後の環太平洋パートナーシップ（TPP）に、米国が加入する意向を表明することが、米国の経済戦略上の地位を強化する「唯一無二の方策」であると指摘した。

②デジタルガバナンスの部分では、この分野に関する高官レベルの取組を、米国が率先して進める必要性を指摘した。加えて、安倍晋三首相が提示した「信頼性に基づく自由なデータ流通」の理念が、米国の利益にもかなうものであると評価した。

⑦同盟国・パートナー国については、こうした国々との関係こそが、競争相手に対する米国の最大の強みであると強調し、地域経済政策に関する連携強化の必要性を指摘した。

(3) ジョアンナ・ルイス氏（ジョージタウン大学）

ルイス氏は、アジアにおけるエネルギー需要の高まりが、クリーンエネルギー業界と石炭火力業界の双方に好機となっていることを指摘した。中でも、エネルギー関連の投資で支配的な地位にあるとされる中国が、国内で使用済みとなった石炭火力発電技術の東南アジアへの輸出を進めていることに注目し、こうした動きが、クリーンエネルギー拡大に向けた各国の取組に、水を差す可能性があるとの懸念も示した⁶。

米国への提言としては、アジアの開発支援が、世界の脱炭素化を遅らせるものとならないように、中国との二国間対話を強化することや、クリーンエネルギー技術の普及に向けて、政府が民間企業と連携を進めることなどを示した。

⁶ ルイス氏は、日本、韓国、フランス及びドイツによる同様の輸出についても言及した。